

第 2 期

徳島市子ども・子育て 支援事業計画

(素 案)

目 次

第1章	子どもの育ちを取り巻く環境	1
第2章	計画の概要	13
1	計画の構成	14
2	計画の推進体制	16
第3章	計画の基本理念等	17
1	計画の目的	18
2	主要課題	19
3	基本理念	22
4	目指す姿	23
5	就学前における教育・保育事業の充実	24
6	児童虐待防止対策の充実	27
7	ひとり親家庭の自立支援の推進	29
8	障害児施策の充実	30
9	仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備	33
10	社会の構成員が果たすべき役割	34
第4章	施策の体系	36
1	施策体系図	37
2	具体的な取組内容	38
第5章	支援法に基づく量の確保計画	44
1	教育・保育事業	45
2	地域子ども・子育て支援事業	54
参考資料		62

第1章 子どもの育ちを取り巻く環境

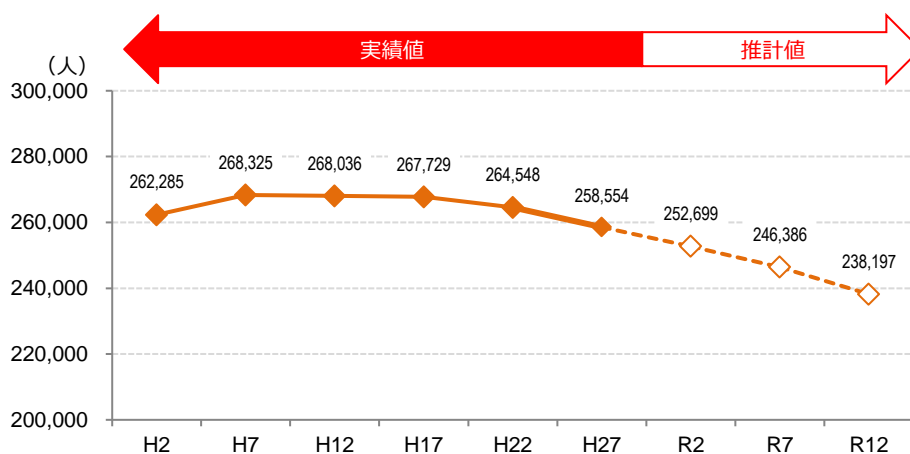
1 人口・世帯の状況

(1) 総人口

本市の総人口は、平成10年をピークに減少傾向に転じており、令和12年には平成27年比で約2万人少ない、24万人弱まで減少すると予測されています。

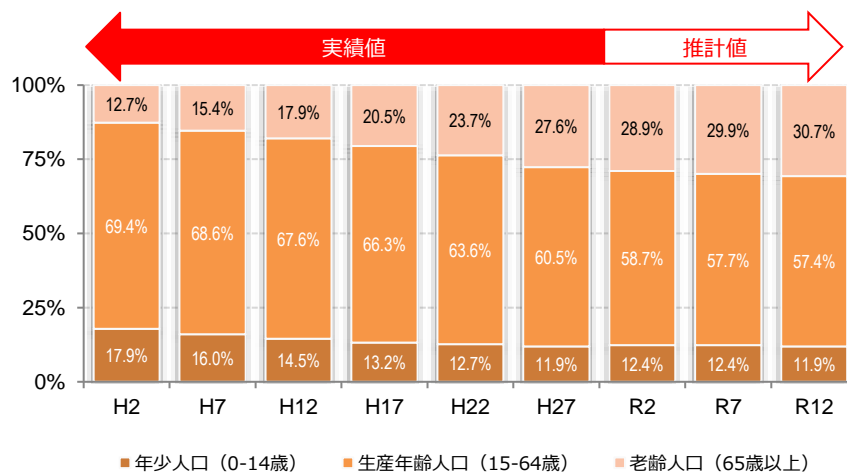
また、人口減少の流れとともに、子どもの人口減少もますます加速すると予測されています。

■ 総人口の推移と将来予測



出典：総務省「国勢調査」・独自推計

■ 年齢3階層別人口構成の推移と将来予測



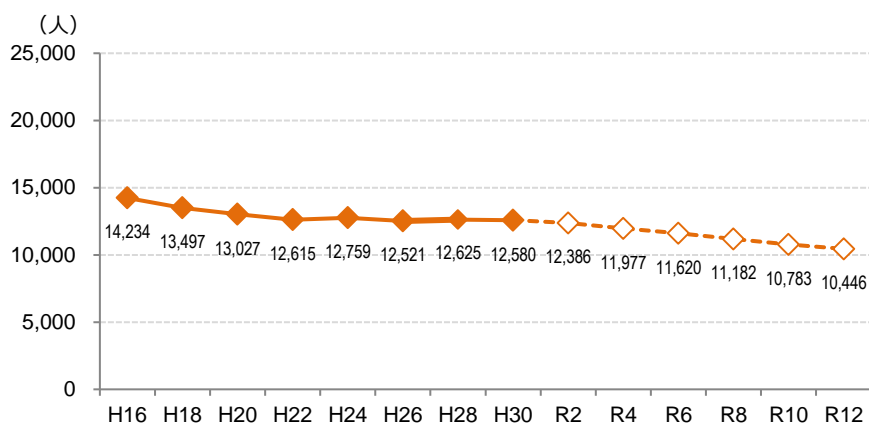
出典：総務省「国勢調査」・独自推計

(2) 児童数（住民基本台帳登録人口）

本市の児童数は、就学前児童、小中学生ともに減少を続けていましたが、ここ数年は減少に歯止めがかかっており、横ばいの状況にあります。

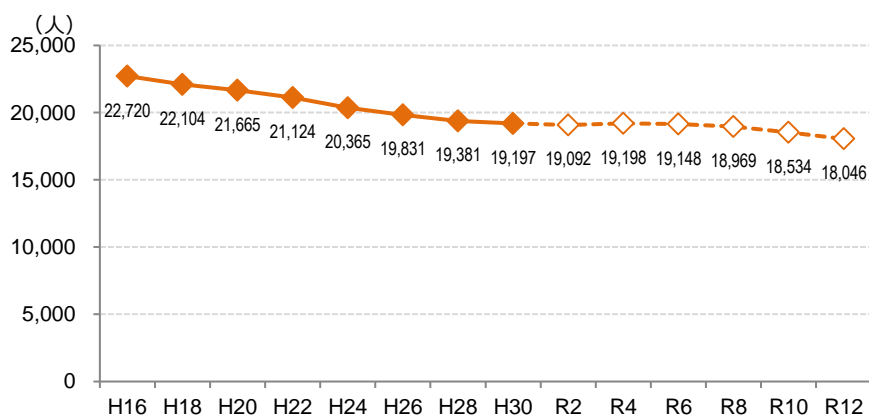
しかしながら、出産期に当たる女性人口が減少していることや婚姻率が低下していることなどを背景に、本市の総人口は今後、減少すると予測され、それに伴い児童数も減少していくことが見込まれます。

■ 就学前児童（0～5歳児）数の推移と将来予測



出典：徳島市「統計年報」・独自推計

■ 小中学生（6～14歳児）数の推移と将来予測



出典：徳島市「統計年報」・独自推計

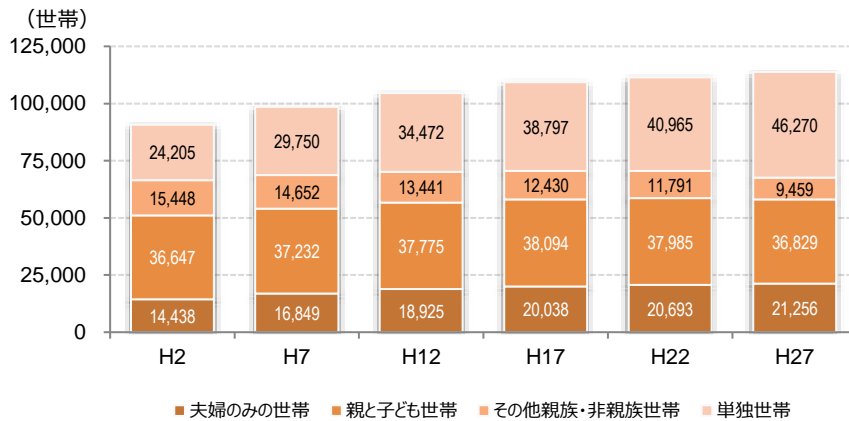
(3) 世帯数

本市の一般世帯数は年々増加傾向にあり、平成 27 年における世帯数は 113,814 世帯と、平成 2 年と比較して 25%以上も増加しています。

家族類型で見ると、最も増加しているのが単独世帯で 92%、次いで夫婦のみの世帯で 47%の増加となっており、子どものいない世帯が増えています。

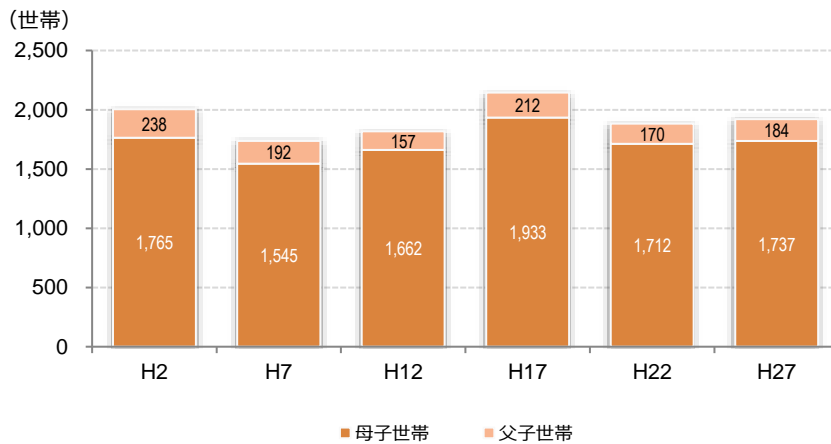
また、母子・父子世帯などのひとり親家庭については、過去 20 年間で大きな変動はなく、2 千世帯弱で推移しています。

■ 類型別世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

■ ひとり親家庭の推移



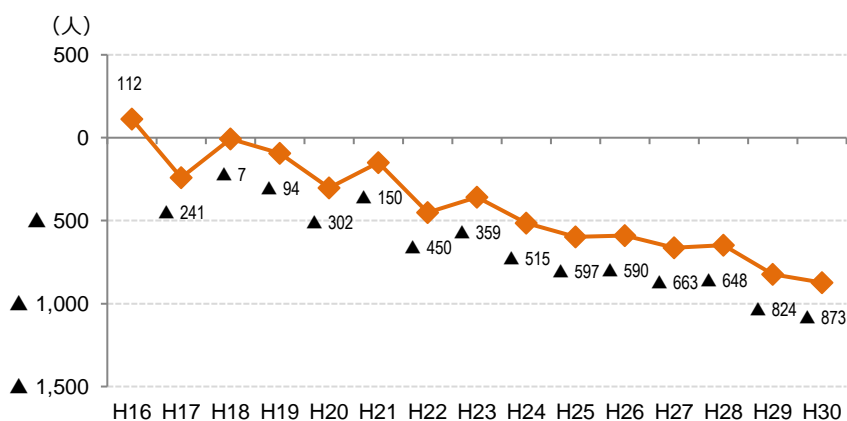
出典：総務省「国勢調査」

2 人口動態の状況

(1) 自然動態

自然増減の状況を見ると、本市は平成 17 年から自然減へと転じており、少子高齢化の進行に伴って年々減少幅が拡大しています。

■ 自然増減（出生数－死亡数）の推移

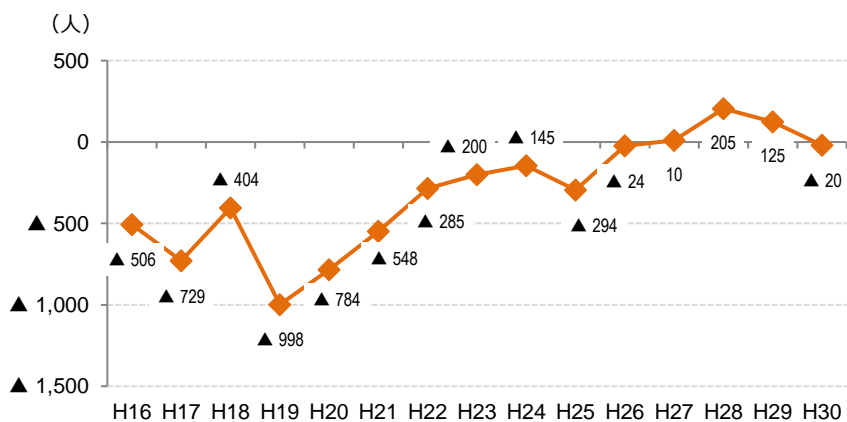


出典：徳島市「統計年報」

(2) 社会動態

社会動態の状況を見ると、平成 19 年の 998 人減をピークに減少幅は年々縮小し、平成 27 年以降には増加した年もありました。

■ 社会増減（転入者数－転出者数）の推移



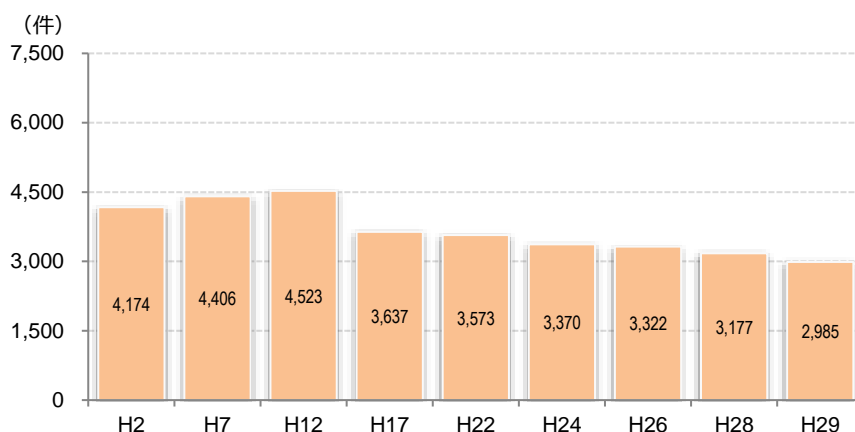
出典：徳島市「統計年報」

(3) 婚姻

県内における婚姻の状況を見ると、婚姻件数、婚姻率ともに年々減少している状況にあり、平成 29 年度における婚姻件数は 2,985 件となっています。

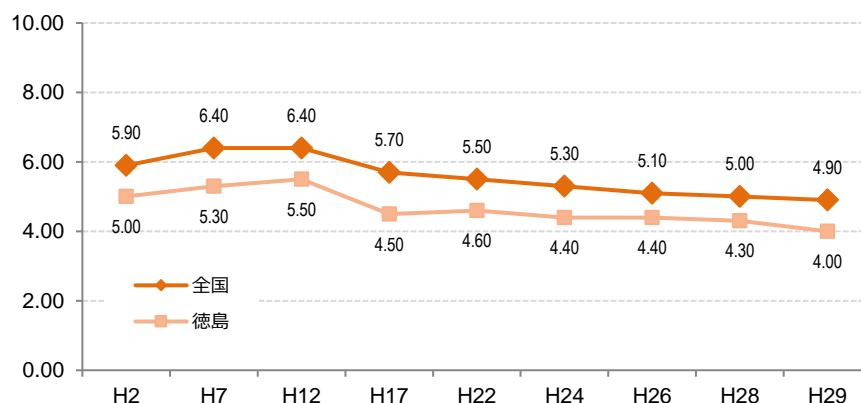
特に婚姻率は、全国平均の 4.9 に対して 4.0 と大幅に下回っていますが、平成 29 年時点で婚姻率が高い都道府県は東京、愛知、神奈川、福岡、大阪などであることから、結婚適齢期にある年齢層の人口が大都市圏に集中していることが想定されます。

■ 婚姻件数の推移（徳島県内）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

■ ■ 婚姻率 [人口千対] の推移（徳島県内）



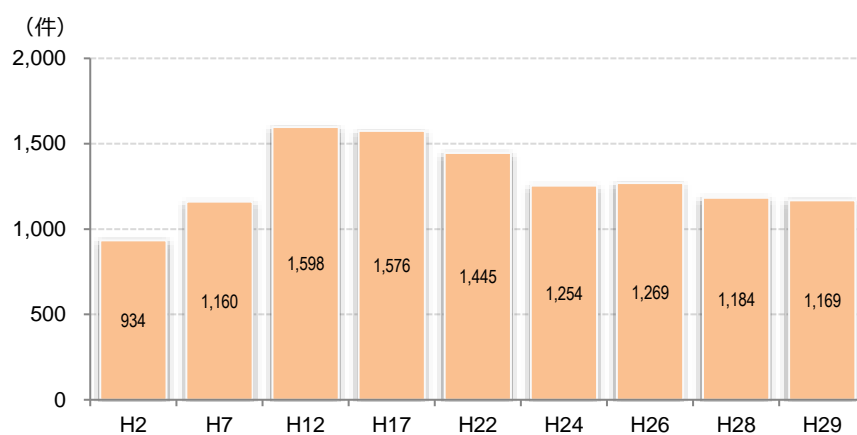
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(4) 離婚

県内における離婚の状況を見ると、平成 12 年の 1,598 件をピークに増加を続けていましたが、その後は減少に転じています。

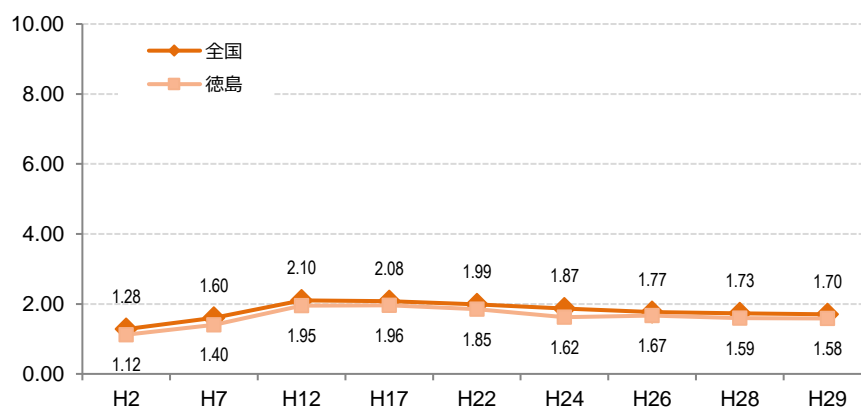
また、離婚率は全国平均よりも若干低く、近年、減少傾向にあります。依然として平成 7 年以前の水準を上回っている状況にあります。

■ 離婚件数の推移（徳島県内）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

■ 離婚率【人口千対】の推移（徳島県内）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

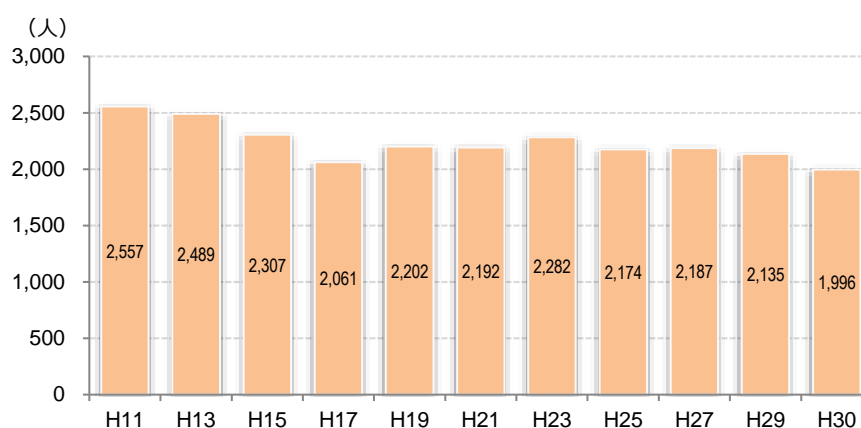
(5) 出生

本市の出生数は平成 11 年以降、大幅な減少が続き、平成 17 年には 2,061 人まで低下していましたが、その後は若干回復し、現在は横ばいの状況にあります。

また、県内の合計特殊出生率も平成 17 年に 1.26 という数値を記録しましたが、その後持ち直し、現在は 1.51 まで回復しています。

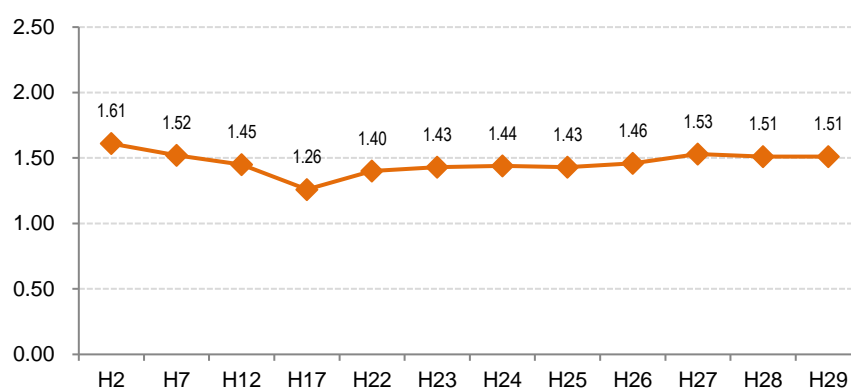
しかしながら、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は 2.08 とされていることから、現在の水準が続けば、加速度的に少子化が進行することが想定されます。

■ 出生数の推移



出典：徳島市「統計年報」

■ 合計特殊出生率の推移（徳島県内）



出典：厚生労働省「人口動態統計年報」

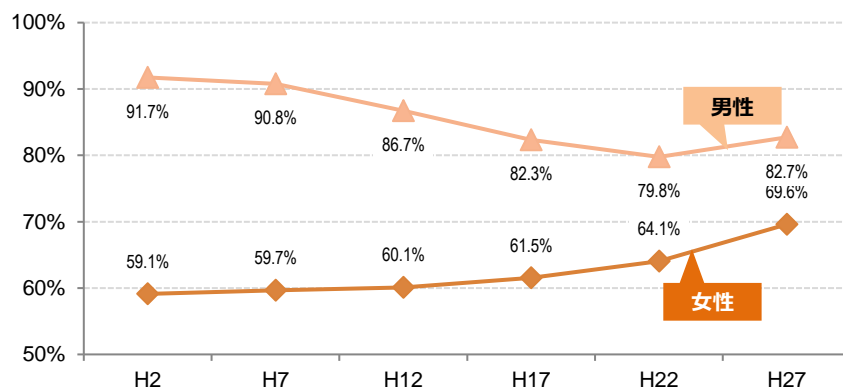
3 就労・雇用の状況

(1) 就業率

本市の結婚・出産・育児期に当たる25歳から44歳の男女別就業率は、平成2年には男女間で30%以上の開きがありましたが、平成27年には約13%まで差が半減しており、女性の社会進出が進む一方で男性の就業率が低下傾向にある状況にあります。

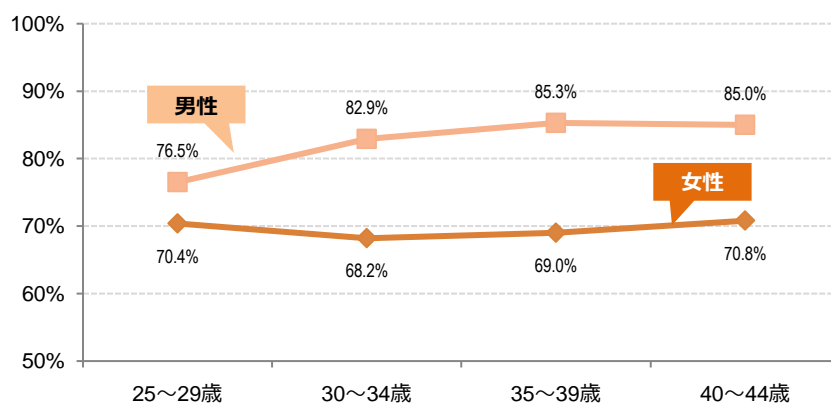
また、年代別の就業率を見ると、女性は30歳代に就業率が低下していますが、男性の就業率は低下しておらず、女性の社会進出が進んだ現代においても、結婚や出産、育児に伴う女性の就労継続が厳しい環境にあることが見てとれます。

■ 男女別就業率の推移（25～44歳）



出典：総務省「国勢調査」

■ 男女別・年代別就業率の状況（平成27年度）



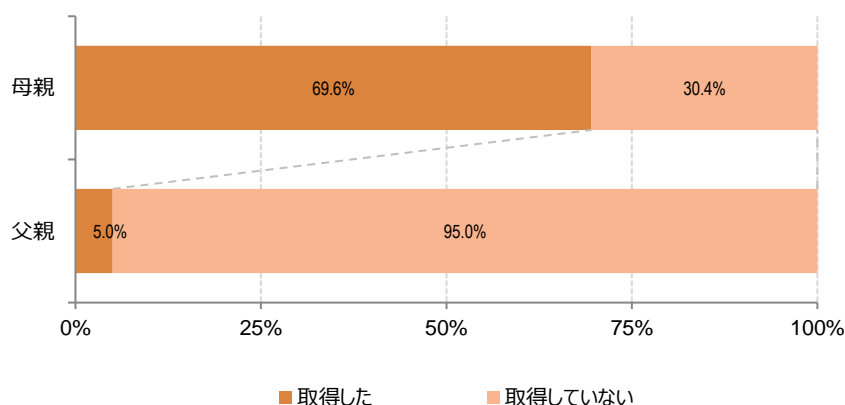
出典：総務省「国勢調査」

(2) 育児休業

本計画の策定に当たり実施した「徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査」から、育児休業の取得に関する状況を分析すると、母親の育休取得率が約7割であるのに対し、父親は5%にとどまっています。

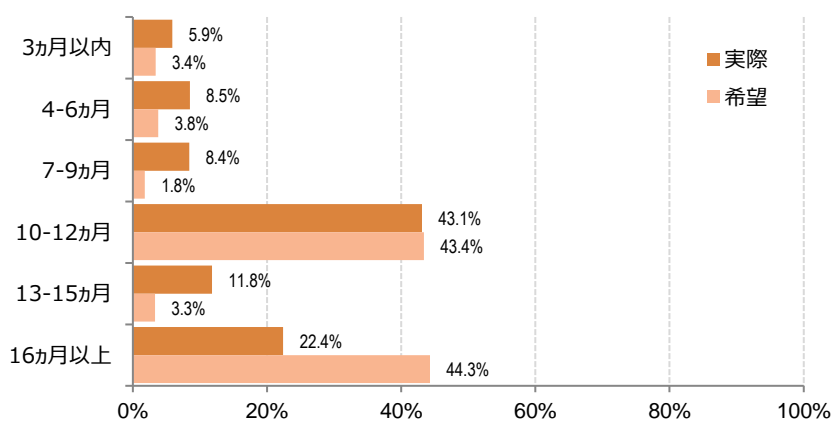
また、母親の育休からの職場復帰時期を見ると、希望よりも早く職場復帰している人が多く、子どもが1歳を迎える前後に復帰している割合が多くなっています。

■ 育休の取得状況



出典：徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査

■ 育休からの職場復帰時期の実際と希望



出典：徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査

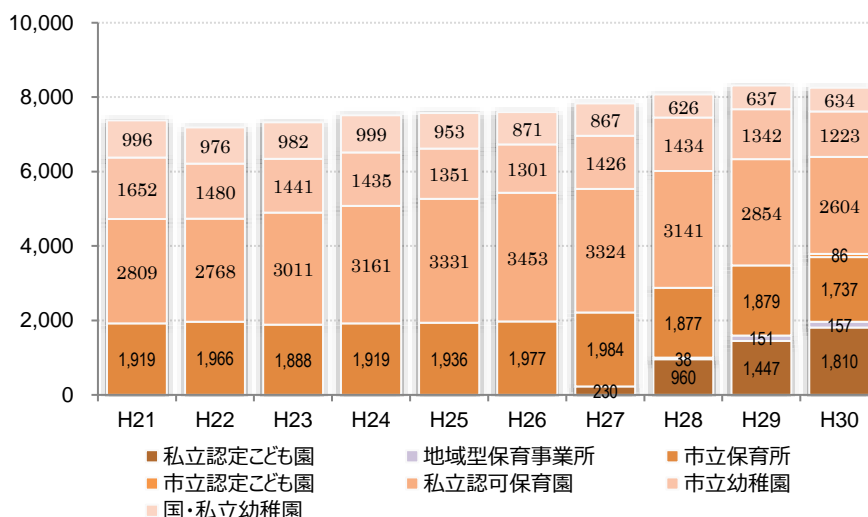
4 認定こども園・保育所・幼稚園等の状況

(1) 利用者数

本市における認定こども園と保育所、地域型保育事業所及び幼稚園の利用状況をみると、人口減少・少子化の進行に伴って平成22年度までは利用者総数が減少傾向にありましたが、平成23年度以降は再び増加へと転じています。

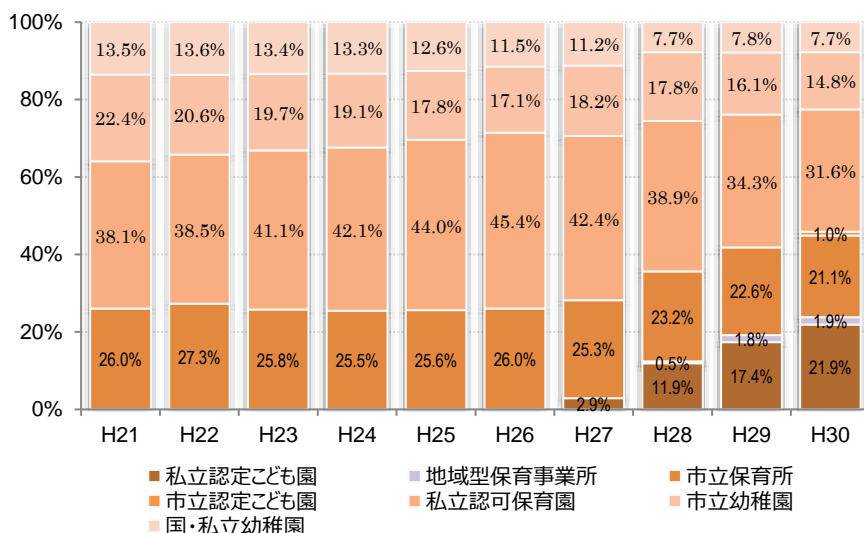
また、施設類型別の利用率を見ると、最も利用率が伸びているのは私立認定こども園で、平成26年度の0%から平成30年度は約22%まで増加しています。

■ 保育所・幼稚園等利用者数の推移（公立・認可施設のみ）



出典：徳島市「統計年報」

■ 施設類型別利用率の推移（公立・認可施設のみ）

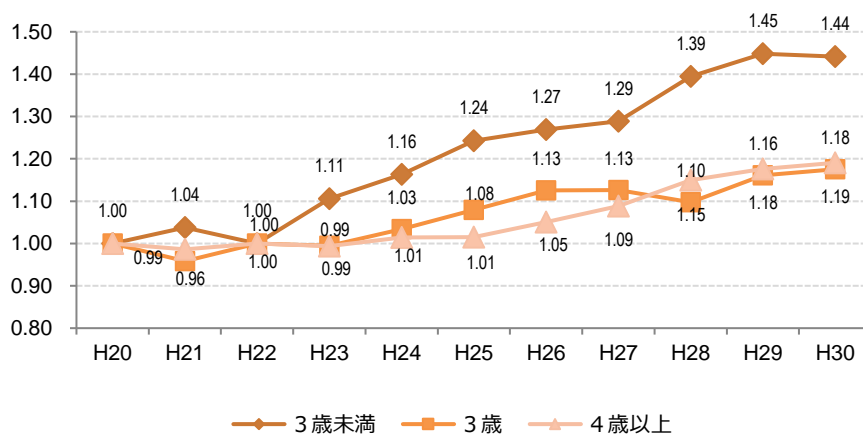


出典：徳島市「統計年報」

(2) 年齢区分別の保育所利用状況

年齢区分別の保育所利用状況を見ると、平成 20 年度と比較してすべての年齢層で増加していますが、特に 3 歳未満児の利用は、平成 20 年度と平成 30 年度を比較すると約 1.4 倍以上に増加しています。

■ 年齢区分別の保育所等利用状況の推移（基準年度：平成 20 年度 = 1.00）



出典：徳島市「統計年報」

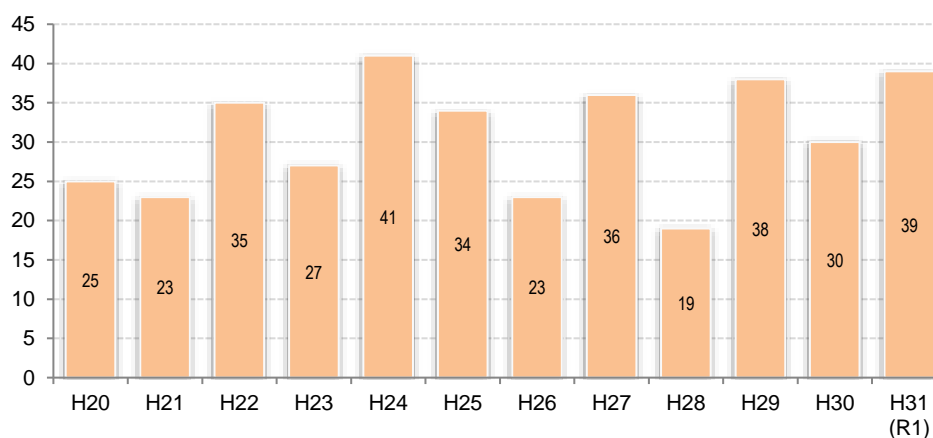
(3) 待機児童数

待機児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 39 人です。

なお、ここでの待機児童は、他に入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望するなど、保護者の私的理由により待機している場合を除いた数値です。

■ 保育所待機児童数の推移（毎年 4 月 1 日現在）

(人)



出典：徳島市子ども施設課集計

第2章 計画の概要

1 計画の構成

(1) 計画策定の背景・趣旨

本市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 26 年度を目標年次とする「徳島市次世代育成支援対策行動計画後期計画」を策定し、子どもに優しいまちづくり、子育てに優しいまちづくり、子育てを支援するまちづくりを基本目標として、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境整備を進めてきました。

この次世代育成支援対策推進法による取組みをさらに加速するため、平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から支援法に基づく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」がスタートしました。

本市においても、この新制度を円滑に実施していくため、支援法第 61 条第 1 項に規定された市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 27 年度から令和元（平成 31）年度の 5 年間を計画期間とする「徳島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで本計画に基づいて各種の子育て支援施策を進めてまいりました。

今後、本計画の趣旨を引き継ぎながら、各種の子育て支援施策を計画的に進めていくため、「第 2 期徳島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、支援法の規定による「市町村事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法の規定による「市町村行動計画」の役割も担っております。

また、「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」の理念を具体化するものとして、「徳島市まちづくり総合ビジョン」や「第 2 期徳島市地域福祉計画」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

なお、計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本市の各分野の計画等との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとしします。

(4) 教育・保育提供区域

地理的条件、人口、交通事情、教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを踏まえて、本計画における基本的な教育・保育提供区域を、複数の中学校区を組み合わせた6つの「中学校区ブロック」に設定します。

- Aブロック（徳島・城西・城東中）
- Bブロック（富田・津田・八万中）
- Cブロック（加茂名・不動・国府・北井上中）
- Dブロック（南部中）
- Eブロック（上八万・入田中）
- Fブロック（川内・応神中）

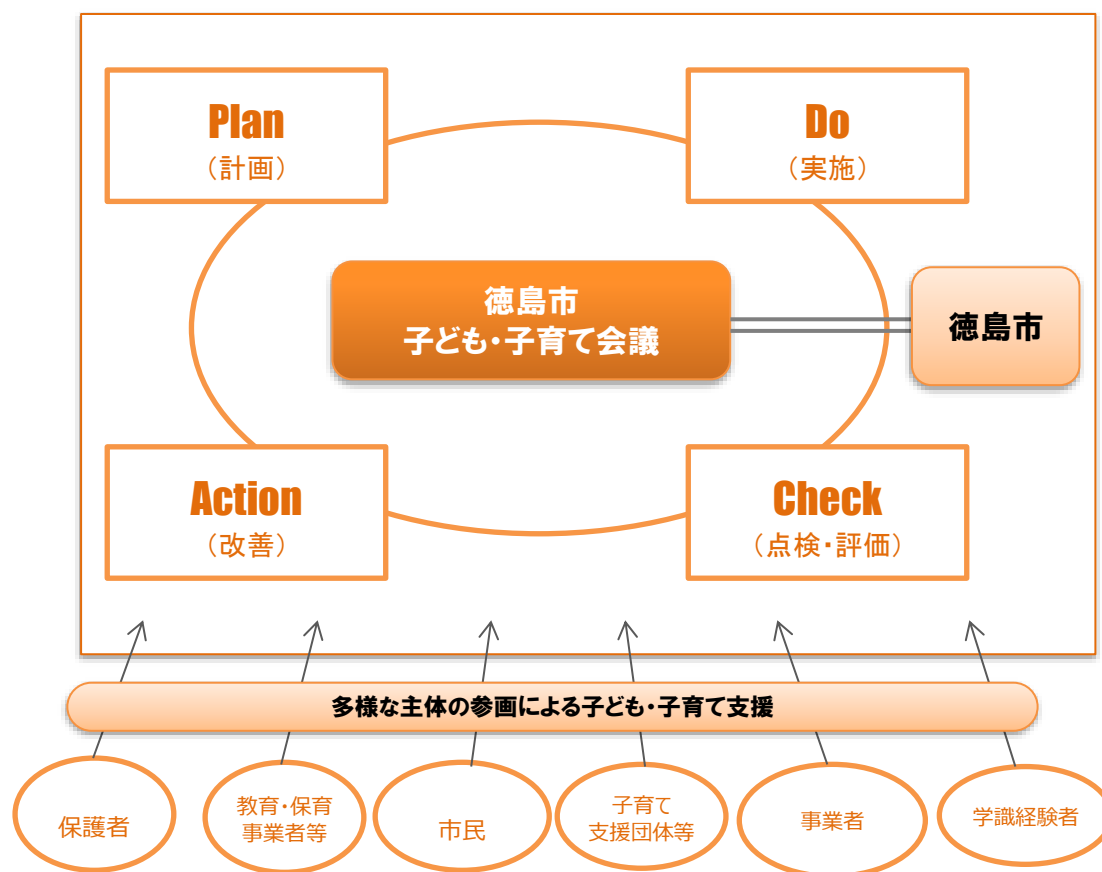


2 計画の推進体制

本計画をより実効性のあるものとし、着実に推進していくためには、計画の立案 (Plan)、実施 (Do) を行うだけでなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価 (Check) し、改善 (Action) を行っていくことが重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、子どもの保護者や教育・保育事業関係者、経済団体、労働者団体、学識経験者など、子どもや子育てに関わる幅広い主体が参画する「徳島市子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より市民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。



第3章 計画の基本理念等

1 計画の目的

わが国においては、少子化が急速に進行しており、その背景として、家族、地域を取り巻く社会環境の変化や非正規雇用の増加をはじめとする雇用の流動化、結婚・出産等に対する価値観の多様化、他の先進諸国と比較して少ない子育て関連予算の問題などが指摘されています。

また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大する中で、育児疲れや児童虐待などの問題も大きくクローズアップされるようになってきました。

さらに、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれます。

こうした中、保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、国籍その他の事情にかかわらず、すべての子どもや子育て家庭がそれぞれの状況に応じた子ども・子育て支援を受けることができる環境整備が求められています。

そのため、国においては平成24年度に子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から新制度をスタートさせており、子どもや子育て家庭を支えるシステムの大幅な転換が図られています。

こうした子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、「第2期 徳島市子ども・子育て支援事業計画」においても、妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とします。

2 主要課題

社会環境の状況や支援法の趣旨を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例が挙げられます。

(1) 子ども本位の教育・保育事業の提供

① すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供

保護者の就労等にかかわらず3歳から5歳児の幼児教育を希望する場合は幼稚園、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合は保育所といったように、保護者の就労状況や家庭の事情によって利用できる事業が異なる現状があります。

新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備することが求められています。

② 教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成

国においては、認定こども園の普及促進を念頭に、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有する「幼保併有資格者」の確保に向けた取組みが進められています。

本市においても、認定こども園制度を活用して教育・保育の一体的提供を実施するには、教育と保育を一体的に担う人材を確保するとともに、継続的な研修等を通じて、資質の向上を図ることが必要となります。

③ 幼児期における同年齢や異年齢の子どもと主体的に関わる機会の確保

幼児期における集団生活は、子どもたちの思いやりや優しさ、規範意識などを育む上で、非常に重要な意味を持ちますが、少子化の進行により兄弟姉妹の数が減少する中、家庭や地域において他の子どもと関わる機会が減少しています。

そうした中、幼稚園、保育所及び認定こども園などの教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義は、ますます高まっていることから、各施設において同年齢や異年齢の子どもが主体的に関わり合う機会を確保することが重要です。

④ 発達障害を含む特別支援の充実

新制度においては、発達障害を含む障害のある子どもなど、特別な配慮を要する子どもに対する教育・保育事業の適切な提供が求められています。

現在、幼稚園においては特別支援教育を、保育所及び認定こども園においては統合保育の中で障害児や発達上の課題のある子どもへの保育を提供していますが、それらについては引き続き質の向上を図ることが必要とされています。

⑤ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるようにするには、貧困状態にある子どもたちが置かれた環境を改善する必要があります。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

① 保育の必要性の認定要件の緩和等への対応

新制度においては、フルタイム労働者だけでなく、パートタイマーや居宅内労働者など、様々な就労形態を対象として保育の必要性が認定されるなど、多様化する保育ニーズへの対応が進められています。

また、保育所等における定期的な保育の利用のみでなく、一時預かりや病児保育など、不定期な保育ニーズにも適切に対応し、子どもや子育て家庭を支援することが求められています。

② 乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、保育所への入所希望者は年々増加を続けており、本市においては、依然として待機児童の問題が発生しています。

特に0・1歳児をはじめとする乳幼児の潜在的保育ニーズは、本市においても非常に高い状況にあるため、各職場における育児休業の取得促進や保育所等における0・1歳児の受入枠の拡大などが必要とされています。

(3) 持続可能なサービス供給体制の確保

① 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

本市は、平成10年を境に人口減少社会へと転じており、今後も少子化のさらなる進行が予測される中、教育・保育事業の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、保育の必要性の認定要件の緩和により、新たな利用者の増加も予想されることから、将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえて、ニーズ量に応じた供給体制を整備することが求められます。

また、令和元年10月からスタートする幼児教育・保育無償化に伴う保育ニーズ量やその変化等にも適切に対応していく必要があります。

② 教育・保育提供区域ごとのサービス確保

新制度においては、教育・保育提供区域ごとに必要とされる子ども・子育て支援の事業量を算定し、量を確保していくこととされています。

現状では幼稚園や保育所などの教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業についても、提供区域ごとに事業内容や確保量が異なることから、各提供区域における量の見込みを踏まえて、サービスを確保していくことが必要となります。

(4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

① 働く保護者が子どもと向き合える環境づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的に関わり、協力し合いながら、子育てに関する責任と役割を果たしていくことが重要です。

そのためには、各企業・事業所において育児休業制度の適切な運用や勤務時間の見直し、育児への理解促進など、男女を問わず、働きながらでも子育てに向き合うことができる環境を整備していくことが求められます。

また、こうした問題は小学校就学前に限らず、低学年を中心とする学童期においても課題となっていることから、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援を講じることが必要です。

② 育児疲れなどに起因する児童虐待の防止

近年における核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れなどから児童虐待へと発展するケースも発生しています。

こうした問題を未然に防止するためには、妊娠・出産期から第三者が積極的に関わり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行うことが重要であるため、本市における拠点整備について、検討する必要があります。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく支援を求めることが重要であるため、関係機関とのさらなる連携強化が必要とされています。

③ 子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供

本市においては、様々な子ども・子育て支援事業を実施していますが、育児に追われる中で子育て支援に関する十分な情報を得られず、そのことにより育児不安や育児疲れなどが深刻化するケースも想定されます。

こうした事態を未然に防ぐため、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業などを通じて、保護者に対するよりきめ細かな情報提供を行うことが求められています。

④ 小学校への円滑な接続

新制度においては、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けた支援の充実を図ることが求められています。

本市においても、幼児期と学童期でカリキュラムが異なることを踏まえた接続期の支援や、学童保育施設の整備などが必要とされています。

3 基本理念

主要課題に対応するため、本計画においては、次の3つの理念を柱とした取組みを推進します。

基本理念1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

具体的な取組み

- 認定こども園の普及促進
- カリキュラムの充実
- 食育の推進
- 教育・保育に携わる職員の資質向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- 低所得者世帯に対する負担軽減の実施
- 教育・保育施設から小学校への円滑な接続

基本理念2 教育・保育の量の確保

特に0・1歳児における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、教育・保育の量の確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

具体的な取組み

- 認定こども園の普及促進（再掲）
- 教育・保育施設整備による教育・保育の量の確保
- 保育士等の確保
- 認可外保育施設の認可化への支援
- 小規模保育事業者等による保育提供体制の整備

基本理念3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

具体的な取組み

- 子育てと仕事や社会活動の両立支援
- 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 不定期的な預かり事業の拡大
- 社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見・支援
- 子どもと体の健全な発達に必要な事業の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子どもの貧困対策の推進
- 妊産婦やその家族、および祖父母世代への子育て支援の推進

4 目指す姿



支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、国籍その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、必要に応じて適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

こうした支援法の趣旨を実現するため、教育・保育事業には、子どもが1日の大半を過ごす場所として、子どもの成長に重要な役割を果たすものであることを十分認識し、集団での適切な環境を通して質の高い教育及び保育を提供することにより、小学校以降の学習や生活の基盤の育成を図ることが求められます。

また、すべての子どもや子育て家庭を対象とした地域の子ども・子育て支援には、保護者の育児不安や育児疲れを解消し、児童虐待の発生などを未然に防ぐため、妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や適切な情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることが求められます。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たすべき役割を踏まえ、本市においては、基本理念に掲げた3つの柱に基づき、社会のすべての構成員が協力して、一人一人の子どもがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

5 就学前における教育・保育事業の充実

(1) 公私の役割分担

目指す姿を実現するため、公私の教育・保育施設が以下の役割分担に基づき、連携・協働して子ども・子育て支援に取り組みます。

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、地域の教育・保育水準の維持・向上を図るための中心的な役割を担うとともに、私立施設の供給量が不足する提供区域における教育・保育事業の確保や虐待の恐れがあるために措置的な入所が必要なケースへの対応など、地域のセーフティーネットとしての役割を果たします。

また、提供区域ごとに地域子育て支援拠点施設を設置し、相談・交流事業に加えて、高齢者や地域学生等との世代間交流、地域の伝統文化や習慣行事に触れることによる親子の育ちの支援、地域ボランティアや子育てサークルの養成などの地域支援に努めるものとします。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設（地域型保育事業者を含む。）は、効率的な施設運営や柔軟で迅速に対応できる機動性などの強みを生かし、多様化する保護者ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

また、自らの施設に入所する児童以外に対しても、施設の開放などによる相談・交流活動の充実を通じて、在宅育児家庭に対する子育て支援を実施するよう努めるものとします。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組みが進められています。

本市においては、こうした国の動向を踏まえて、教育・保育事業の提供区域である各中学校区ブロックに認定こども園の整備が進むよう、新たな教育・保育事業者の参入に当たっては、認定こども園としての整備が進むよう、取組みを図ります。

なお、既存施設からの移行については、職員の処遇面や施設基準面などでの課題も想定されることから、施設の状況や事業者の意向などを十分踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。

(3) 幼稚園教諭・保育士等の資質向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭、保育士等の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組みます。

- ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保等
教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。
- ② 幼保併有資格の取得促進
認定こども園の普及促進に当たり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度などを活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けた支援を行います。
- ③ 幼稚園教諭・保育士等の合同研修
幼稚園教諭・保育士等が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる支援を行います。
- ④ 保育士等の処遇改善
待機児童の早期解消に向けて保育の量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が全国的な課題となっていることから、本市においても、国や県の制度を活用し、保育士等の処遇改善に取り組みます。
- ⑤ 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上
健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

各提供区域における教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うものとします。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者を行う者との連携を図ります。

(5) 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

市ホームページにおいて教育・保育の情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境の整備を進めます。

また、妊娠届出時に子育てガイドブック「さんぽ」を配布するとともに、出産後における乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所に地域子育て支援拠点施設等を整備し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行います。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどやニーズに対して円滑に対応するため、保健師等が相談支援などを行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。

② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

育休満了時（原則1歳到達時）から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量的拡大を図ります。

(6) 教育・保育施設と小学校との連携方策

① 教育・保育施設から小学校への円滑な接続の支援

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、各教育・保育施設において子ども一人一人の発達の過程や健康の状況などを記録した要録を作成し、就学先の小学校へと送付している取組みなどを踏まえて、教育・保育施設と小学校間の情報共有を図ります。

また、遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育への生活の変化に、子ども一人一人が対応できるよう、教育・保育施設と小学校の交流活動や合同研修などの取組みを充実させるとともに、接続期における指導方法の工夫や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

② 学童保育の充実

特に小学校低学年時には、就学前に引き続き保育のニーズが高い実態を踏まえ、学童保育の充実を図ります。

6 児童虐待防止対策の充実

本市においては、徳島県中央こども女性相談センター（以下「児童相談所」という。）などとも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、次のような取組みを実施します。

(1) 家庭児童相談体制の充実

① 家庭児童相談窓口の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への継続的な参加により、市職員の専門性やスキルの向上を図るなど、本市の家庭児童相談窓口の充実を図ります。

② 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

特に乳児を抱える家庭については、相談窓口に来る前に問題が深刻化することが想定されるため、乳児家庭全戸訪問事業等により、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、保健センターと子育て支援課が連携して、在宅支援体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携強化

① 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するため、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て支援課、母子保健事業を所管する保健センター、関係機関である福祉事務所、児童相談所、保健所、医療機関、教育・保育施設などが、緊密な連携を図り、情報共有に努めます。

また、本市における子ども家庭総合支援拠点の整備についても検討していきます。

② 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所等への通知をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

(3) 地域における子育て支援体制の充実

① 地域ぐるみの子育て支援の充実

子育て家庭が地域の中で孤立することがないよう、子育てに関する相談・援助や保護者及び子ども同士の交流の場の提供、子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点施設等を整備し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。

② 地域における見守り活動の推進

核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、保護者にかかる子育ての負担感が増大する中、地域の中で子育て家庭を助け合う文化が育まれるよう、民生委員・児童委員やNPOなどによる見守り活動を推進します。

(4) 社会的養護施策との連携

保護者の育児疲れなどを未然に防止するため、保護者の状況を踏まえて、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図りながら、必要とされる支援を実施します。

7 ひとり親家庭の自立支援の推進

本市においては、ひとり親家庭が自立し、親子がともに健全な生活を営むことができるよう、次のような取組みを実施します。

(1) 健やかな生活の支援

- ① ひとり親家庭に対する相談体制の充実
ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。
- ② 健全な家庭生活の支援
ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、市営住宅への優先入居を実施することにより、健全な住環境の確保を支援します。

(2) 自立に向けた就業支援の推進

- ① ハローワークと連携した就職支援
ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することができるよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとも連携しながら就職の支援を行います。
- ② ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり
ひとり親家庭について、就職活動中を含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 生活の安定・向上に向けた給付の実施
ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るため、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

8 障害児施策の充実

本市においては、障害の有無にかかわらず、一人一人の子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、次のような取組みを実施します。

(1) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見

① 妊娠・出産期における母子保健事業の推進

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業などを通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるとともに、医師が入院による養育を必要と認めた乳児については、必要に応じて適切な医療を受けられるよう医療費の給付を行うなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。

② 予防接種の実施による感染症の予防

乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。

③ 各種健診事業を通じた疾病の早期発見

乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障害等に応じた専門的なサービスの提供

① ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

障害児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、就学支援シートや障害児支援利用計画、療育施設における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

② 障害児や未熟児に対する医療の提供

将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む障害児を対象として、障害の軽減、機能の回復等を目的とした手術などの医療を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療を給付します。

③ 発達障害者支援センター等との連携による早期療育の実施

早期発見、早期発達支援が重要であるとされる発達障害児について、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等と連携し、早期療育の実施に努めます。

④ 障害福祉サービス等の提供

障害児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスを提供します。

(3) 障害の有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

① 教育・保育施設における受入体制の充実

新制度では、障害のある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ち合える環境を、各教育・保育施設において構成することが求められます。

そのため、各教育・保育施設において、個別の指導計画を作成するとともに、カリキュラムの工夫や適切な職員配置、教育・保育に携わる職員の資質向上、バリアフリー化の推進などに継続的に取り組むことにより、受入体制の充実に努めます。

② 療育施設との連携強化

障害児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、療育施設と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

③ 発達障害児支援に向けたスタッフの資質等の向上

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害児については、障害の特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々の障害児の実情に応じた適切な支援等を行います。

④ 教育相談や就学支援の充実

乳幼児期を含め、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、各教育・保育施設において、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげます。

⑤ 集団教育・保育が困難な子どもに対する支援の充実

障害の状況等によっては、幼稚園や保育所での集団教育・保育による対応が困難なケースも想定されるため、その場合においても、県と連携した療育施設の確保などを通じて、できる限りの支援を行います。

(4) 学童期以降の就学における支援の充実

① 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続の支援

幼稚園や保育所から小学校への就学に当たり、子ども一人一人の発達の状況を記録した要録の送付や中学校区別連絡会の開催を通じて、就学先においても必要とされる支援が継続されるよう、支援を行います。

② 特別支援学校への円滑な接続の支援

専門的な指導を行うことが可能な特別支援学校への就学を希望する家庭に対しては、子どもの障害の状況等に応じて、各特別支援学校の情報提供や就学相談などを行い、円滑な接続を支援します。

③ 放課後等デイサービスの推進

就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うため、放課後等デイサービスを提供します。

9 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

本市においては、国の法律及び両立支援制度や労働行政を所管する県の取組みなどを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、次のような取組みを実施します。

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

① 両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、徳島市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

② 両立支援制度の適切な利用に向けた支援

利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

③ 父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するため、パパママクラスの開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

① 支援に取り組む企業や事業所の事例紹介

子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組み、徳島県はぐくみ支援企業に認証されている企業や事業所を市ホームページなどを通じて公表することで、他企業への啓発を行います。

② 両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、国や県が実施する施策を踏まえながら、経済団体・労働団体等とも連携して啓発活動を行います。

10 社会の構成員が果たすべき役割

本計画が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

本市では、平成21年9月に「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例」を制定し、家族・家庭、地域、事業者及び行政が協力して、ともに子どもや子育て家庭を支える文化の醸成に努めていくこととしています。

この条例においては、次のとおり各主体が果たすべき役割を掲げていますが、本計画においても、条例の趣旨を踏まえてそれぞれの立場から目指す姿の実現に向けた取り組みを実施します。

① 市の役割

- 子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施すること。
- 市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うこと。
- 施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し、協働して取り組むこと。

② 保護者の役割

- 子どもの行動及び人格の形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めること。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めること。
- 地域社会の一員として、子どもとともに伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に取り組み、地域との関わりを大切にできるよう努めること。

③ 市民の役割

- 子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するよう努めること。
- 暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めること。

④ 子育て支援団体の役割

- 地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進すること。
- 市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域における子ども・子育て支援の拡充に資するよう努めること。
- 子ども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めること。

⑤ 事業者の役割

- 事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業員が子どもとの関わりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備すること。
- 地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めること。

⑥ 教育・保育施設等の役割

- 子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成することができるようにすること。
- 子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めること。
- 保護者、市民、子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うこと。

第4章 施策の体系

1 施策体系図

徳島市が目指す子ども・子育て支援の姿

一人一人の子どもがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備すること。



2 具体的な取組内容

(1) 総合的な子ども・子育て支援の推進

支援法の趣旨を踏まえた総合的な子ども・子育て支援を推進するため、全体的な支援体制の強化や子育てに伴う経済的負担の軽減、子育てと仕事や社会活動の両立支援に取り組みます。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
子ども・子育て支援に係る体制強化	徳島市子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を定期的に把握・評価・見直し。
	徳島市子ども・子育て会議の開催	保護者をはじめとする多様な主体が参画する審議会を継続的に開催。
子育てに伴う経済的負担の軽減	法定児童手当の支給	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、支援法に基づく児童手当を支給。
	教育・保育給付の支給	質の高い就学前の教育・保育を受けられるよう、支援法に基づく教育・保育給付を支給。
	幼児教育・保育無償化の実施	就学前児童（主に3～5歳児）の保育料等の無償化を実施。
	多子世帯に係る保育料の負担軽減	多子世帯の子どもが適切な教育・保育を受けられるよう、保育料の負担軽減・無料化を実施。
	実費負担に係る補足給付を行う事業	低所得世帯の負担軽減を図るため、実費徴収を行う教育・保育施設に係る補足給付を実施。
	出産育児一時金の支給	出産に伴う経済的負担を軽減するため、出産育児に係る一時金を支給。
	とくしま在宅育児応援クーポンの配布	0～2才児の育児を家庭で行っている世帯に対して子育て支援サービスに利用できるクーポン券を配布。
	子ども医療費の助成	子どもの健康を確保するため、中学校修了までの子どもに係る医療費を助成。
	自立支援医療(育成医療)の給付	身体障害のある子どもに対して、生活能力等を回復、向上、獲得することを目的とした手術などをする場合の医療費の一部を給付。
	ひとり親家庭自立支援給付金の支給	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業した場合などに、給付金を支給。
貧困状態にある子どもへの支援	徳島県が策定した「徳島はぐくみプラン」などに基づいて、関係団体等と連携しながら支援を実施。	
子育てと仕事や社会活動の両立支援	両立支援制度の適切な周知	保護者が利用可能な両立支援制度を知ることができるよう、ホームページ等において関連情報を周知。
	子育て支援優良企業の公表	子育て支援に積極的に取り組む企業や事業所を公表し、他の企業・事業所への啓発を実施。

(2) 質の高い教育・保育の提供・拡充

すみやかな待機児童解消を念頭に、小学校就学前における質の高い教育・保育を提供・拡充するため、教育・保育施設の整備や教育・保育に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を支援します。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
就学前における教育・保育環境の充実	認定こども園の普及促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえ、事業者の意向に応じて認定こども園に関する情報提供等を実施。
	保育所等の整備	待機児童問題の解消に向けて、保育所の整備や既存施設の拡大などを実施。
	市立幼稚園における受入体制の強化	市立幼稚園において、3歳児保育の提供や預かり保育の実施を通じて受入体制を強化。
	教育・保育施設等における食育の推進	健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、各教育・保育施設等における食育の取組みを推進。
	教育・保育施設等における健康診断の実施	子どもの健康状態を適切に把握するため、教育・保育施設等における健康診断を実施。
	教育・保育施設等の適正運営の指導	教育・保育施設等の適正な運営を確保するため、定期的な指導監査等を実施。
	多様な主体の保育事業への参入促進	多様な事業主体の保育事業への参入を促進するため、新規事業者への情報提供や巡回指導を実施。
	認可外保育施設に対する支援	保育環境の充実に向けた助成を行うとともに、認可に向けた意向を持つ施設については認可に向けた支援を実施。
	特別支援教育・障害児保育の充実	教育・保育施設における特別な支援を要する子どもや障害のある子どもの受入体制の強化を実施。
	保育所等訪問支援の実施	障害のある子どもへの保育所等の施設における集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
教育・保育に関わる職員の資質向上	職員に対する研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施。
	幼稚園教諭と保育士等の合同研修の実施	教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修を開催。
	子育て支援員等に対する研修の実施	子育て支援員等に求められる保育の知識や技能を習得してもらうための研修を実施。
	特別支援教育担当者に対する研修会の開催	特別支援教育を担当する職員の資質向上に向けた研修会を開催。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
教育・保育に関わる 職員の資質向上 (続き)	発達障害者支援事業の実施	保育士等に対する発達障害児とその家族に対する支援方法等の研修を実施。
	幼保併有資格の取得促進	幼保連携型認定こども園に求められる保育教諭の確保に向けて、幼保併有資格の取得を支援。
	保育人材の確保	待機児童解消に向けた保育の量的拡大を図るため、保育士等の保育人材確保に向けた支援を実施。
小学校への 円滑な接続の支援	放課後児童クラブの整備	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学生に放課後の生活の場を提供。
	放課後子ども教室の実施	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化活動などの体験機会を提供。
	放課後等デイサービスの推進	学校の終了後又は休業日において、障害のある子どもへの生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施。
	特別支援教育中学校区別連絡会の開催	特別な支援を要する子どもについて、情報交換などを行う中学校区別の連絡会を開催。
	園児要録・児童要録等の作成・送付	子ども一人一人の発達の過程や健康の状況などを記録した要録を作成し、就学先の小学校へ送付。
	保幼小連携事業の推進	就学前教育・保育施設と小学校との合同研修や合同行事などを実施し、連携を推進。

(3) 身近な地域における子ども・子育て支援の充実

子育てに伴う負担や不安感を解消するため、各家庭の身近な場所で子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境を整備するとともに、妊娠・出産期から育児期まで切れ目のない支援を行います。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
子育てに関する 相談・支援 体制の充実	利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、事業の紹介や利用に向けた調整などを実施するほか、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等やニーズに対して保健師等による相談支援等も実施。
	子ども・子育て支援ポータルサイトの活用	子ども・子育て支援事業に関する情報を集約し、一体的に発信するためのポータルサイトの活用を推進。
	子育てガイドブック「さんぽ」の作成・配布	子ども・子育て支援に関する情報を取得できるよう、子育てガイドブック「さんぽ」を作成・配布。また、外国語版の発行を検討。
	地域子育て支援拠点施設の整備	保育所などを活用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供。
	わんぱく教室の開設	保育所等において、教育・保育施設を利用していない親子同士で遊んだり、会話をするなどの交流を図る場を提供。
	家庭児童相談室の開設	子どもの発達上の不安や育児の悩みなどに関する相談を実施し、問題解決をサポート。
	児童館学生サポーターの派遣	学生と子どもなどの交流を深めるため、児童館等へ学生サポーターを派遣。
	子育て支援ボランティア（子育て応援・支援団）の派遣	子育てを応援・支援したい人や子育て経験者などを子育て応援・支援団として登録し、依頼に応じて派遣。
不定期な保育 サービスの拡充	一時預かり事業の実施	緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所での保育を提供。
	延長保育事業の実施	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供。
	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園利用者のうち、就労等の理由により午後の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供。
	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病等により、子どもの養育が困難となった際、児童養護施設において子どもの預かりを提供。
	病児保育事業の実施	子どもが病氣中や病氣の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供。
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所の送迎等の援助を実施。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
妊娠・出産期 における 切れ目のない支援	母子健康手帳の交付	妊娠届出時に、妊婦健診や乳幼児の健康診査・予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付。
	妊婦健康診査事業の実施	妊婦や赤ちゃんの健康状態を把握するための健診に係る受診票を交付。
	妊婦訪問の実施	妊娠中に起こる母体の変化に関する心配ごとについて、保健師による訪問相談を実施。
	パパママクラスの開催	妊婦やその配偶者等に、妊娠・出産・育児に臨む意識を高めてもらうため、妊娠中に講習会を開催。
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援の情報提供を実施。
	ブックスタート事業の実施	親子で本に親しむきっかけづくりを推進するため、生後4か月の子どもと保護者に絵本などを贈呈。
親と子の健康確保	乳幼児健康診査の実施	疾病や障害の早期発見・早期治療のため、健診により子どもの健康状態を把握。
	妊産婦・乳幼児に対する健康相談の実施	妊産婦や乳幼児の健康や育児に関する情報提供や不安解消のため、保健師などによる健康相談を実施。
	母子保健訪問指導等事業の実施	妊産婦・新生児及び乳幼児健診等で必要と認められた子どもに対して、訪問指導を実施。
	各種予防接種の実施	感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止。
	夜間休日急病診療所の開設	夜間や休日における急病に対応するため、夜間休日急病診療所を開設。
きめ細かな支援を要する家庭への対応	養育支援訪問事業	社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解決や軽減を図るため、継続的な訪問支援を実施。
	子どもを守る地域ネットワーク強化事業の推進	虐待防止に向けた関係機関との連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催。
	市営住宅への優先入居の実施	ひとり親家庭や多子家庭などについて、市営住宅への優先入居を実施。
	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向けて、経済的な支援の情報提供や就労に向けた支援などを行う支援員を配置。
	障害児相談支援事業（障害児支援利用計画）の推進	障害児通所支援利用のための障害児支援利用計画を作成。
	児童発達支援の充実	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施。
	障害福祉サービス（居宅介護・行動援護・同行援護・短期入所）の推進	障害のある児童への在宅及び外出先でのヘルパーによる介護、施設への短期間の入所等を実施。

(4) 子どもや子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしいまちづくりを推進するため、安心・安全な遊び場所の整備や防犯・防災・交通安全対策の推進などに取り組みます。

具体的施策	主な取組み	取組みの概要
安心・安全な遊び場所の整備	公園施設の整備	各家庭の身近な場所において、安心して安全に遊べる公園整備を推進。
	児童遊園の整備	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、広く児童に無料開放。
	児童館の整備・運営	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置。
防犯・防災・交通安全対策の推進	通学路安全点検の実施	各学校等で通学路における防犯・交通安全上の危険箇所を調査した結果を基に、必要に応じて対策・改善をそれぞれの担当機関が実施。
	地域子ども安全パトロールの実施	関係機関・団体と連携し、地域における子どもの見守り体制を確保するため、青色回転搭載車による巡回パトロールを実施。
	不審者情報の提供	安全で安心なまちづくりを推進するため、市ホームページにおいて不審者に関する情報を掲載することにより、学校・地域の方と連携して子どもの安全を確保。
	スクールガードリーダーの配置	小学校の登下校における子どもの見守り活動に対する支援等を行うスクールガードリーダーを配置。
	教育・保育施設等の防災体制の強化	近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、徳島市地域防災計画などに基づき、教育・保育施設等においても平常時から防災体制の強化を推進

第5章 支援法に基づく量の確保計画

1 教育・保育事業

(1) 確保方策

量の見込みに対する教育・保育の供給量を確保するため、本市においては、子ども・子育て関連3法の趣旨や計画の基本理念等で掲げた方向性を踏まえて、以下の方策により量の確保に取り組みます。

① 既存施設の定員枠・利用拡大

量の確保には、まずは既存保育所による受入態勢の整備が重要であることから、施設整備の支援を通じて既存施設の定員枠拡大に取り組みます。

また、企業主導型保育事業所の地域枠の利用に向けた取り組みも進めます。

② 多様な事業主体の保育事業への参入促進

児童福祉法等の改正により、待機児童が発生していたり、教育・保育の供給量が不足している提供区域において基準を満たす事業者から認可の申請があった場合は、原則認可しなければならないとされていることから、認可外保育施設などが新制度の枠組みに円滑に参入できるよう、各事業者に対する情報提供や認可化に向けた支援などに取り組みます。

③ 新たな教育・保育施設の整備予算の確保と立地場所の選定

本市の財政状況が厳しさを増す中で、計画的に施設整備を進めていくための予算を確保していくため、今後も国や県の補助金制度などを最大限に活用していきます。

また、新たな教育・保育施設の立地場所の選定にあたっては、人口減少や高齢化が進行していく中で、将来にわたり誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めることを目的に策定された「徳島市立地適正化計画」を踏まえた検討を行います。

④ 認定こども園の普及

新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、国の補助制度を活用して施設整備の支援を行うことにより、すべての保育認定区分に対応した認定こども園としての整備が進むよう取り組みます。

また、認定こども園の普及にあたっては、教育と保育を一体的に担うことができる人材の確保が必要不可欠であるため、幼保併有資格の取得促進に向けた支援を行うほか、幼稚園教諭と保育士等の合同研修などを通じて、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう支援を行います。

⑤ 市立施設の再編による機能強化

市立幼稚園・保育所については、小規模園の解消や私立施設による供給量が不足している区域での事業確保などの課題に的確に対応し、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすため、施設の再編による機能強化を図ります。

⑥ 保育士等の確保

教育・保育の量的拡大には、その担い手となる保育士等の確保が課題となることから、本市においても、処遇改善制度による保育士等の給与水準の改善を図るほか、県などとも連携しながら、離職した保育士の復職支援や保育関係の資格の取得促進などに取り組みます。

(2) (1)の確保方を踏まえた確保等の見込み

① 全市

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		1,085人	486人	3,573人	2,324人	650人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,325人	3,573人		1,973人	553人
		特定地域型保育事業	—	60人		101人	43人
		確認を受けない幼稚園	1,110人	—		—	—
	差引 ②-①		2,350人	▲426人		▲250人	▲54人
R3	量の見込み ①		1,057人	484人	3,562人	2,317人	640人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,364人	3,741人		2,057人	584人
		特定地域型保育事業	—	60人		143人	63人
		確認を受けない幼稚園	1,110人	—		—	—
	差引 ②-①		2,417人	▲245人		▲117人	7人
R4	量の見込み ①		1,025人	479人	3,521人	2,309人	631人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,424人	3,926人		2,165人	621人
		特定地域型保育事業	—	60人		143人	63人
		確認を受けない幼稚園	1,110人	—		—	—
	差引 ②-①		2,509人	▲14人		▲1人	53人
R5	量の見込み ①		1,004人	482人	3,535人	2,295人	621人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,424人	3,941人		2,175人	626人
		特定地域型保育事業	—	60人		143人	63人
		確認を受けない幼稚園	1,110人	—		—	—
	差引 ②-①		2,530人	▲16人		23人	68人
R6	量の見込み ①		976人	479人	3,514人	2,277人	609人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,424人	3,941人		2,175人	626人
		特定地域型保育事業	—	60人		143人	63人
		確認を受けない幼稚園	1,110人	—		—	—
	差引 ②-①		2,558人	8人		41人	80人

② Aブロック（徳島・城西・城東中学校区）

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		517人	124人	1,150人	696人	207人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	806人	1,106人		655人	199人
		特定地域型保育事業	－	0人		46人	19人
		確認を受けない幼稚園	130人	－		－	－
	差引 ②－①		419人	▲168人		5人	11人
R3	量の見込み ①		503人	123人	1,142人	693人	204人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	806人	1,201人		690人	216人
		特定地域型保育事業	－	0人		56人	23人
		確認を受けない幼稚園	130人	－		－	－
	差引 ②－①		433人	▲64人		53人	35人
R4	量の見込み ①		489人	122人	1,131人	691人	201人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	836人	1,309人		747人	231人
		特定地域型保育事業	－	0人		56人	23人
		確認を受けない幼稚園	130人	－		－	－
	差引 ②－①		477人	56人		112人	53人
R5	量の見込み ①		475人	121人	1,122人	687人	198人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	836人	1,309人		747人	231人
		特定地域型保育事業	－	0人		56人	23人
		確認を受けない幼稚園	130人	－		－	－
	差引 ②－①		491人	66人		116人	56人
R6	量の見込み ①		462人	120人	1,114人	682人	194人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	836人	1,309人		747人	231人
		特定地域型保育事業	－	0人		56人	23人
		確認を受けない幼稚園	130人	－		－	－
	差引 ②－①		504人	75人		121人	60人

③ Bブロック（富田・津田・八万中学校区）

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		285人	145人	844人	571人	180人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	537人	897人		488人	134人
		特定地域型保育事業	－	0人		13人	6人
		確認を受けない幼稚園	440人	－		－	－
	差引 ②－①		692人	▲92人		▲70人	▲40人
R3	量の見込み ①		276人	143人	835人	567人	176人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	546人	899人		492人	134人
		特定地域型保育事業	－	0人		26人	12人
		確認を受けない幼稚園	440人	－		－	－
	差引 ②－①		710人	▲79人		▲49人	▲30人
R4	量の見込み ①		266人	141人	819人	562人	173人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	546人	899人		492人	134人
		特定地域型保育事業	－	0人		26人	12人
		確認を受けない幼稚園	440人	－		－	－
	差引 ②－①		720人	▲61人		▲44人	▲27人
R5	量の見込み ①		260人	140人	816人	555人	170人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	546人	899人		492人	134人
		特定地域型保育事業	－	0人		26人	12人
		確認を受けない幼稚園	440人	－		－	－
	差引 ②－①		726人	▲57人		▲37人	▲24人
R6	量の見込み ①		252人	139人	808人	549人	166人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	546人	899人		492人	134人
		特定地域型保育事業	－	0人		26人	12人
		確認を受けない幼稚園	440人	－		－	－
	差引 ②－①		734人	▲48人		▲31人	▲20人

④ Cブロック（加茂名・不動・国府・北井上中学校）

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		107人	110人	709人	500人	105人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	385人	657人		366人	87人
		特定地域型保育事業	－	60人		42人	18人
		確認を受けない幼稚園	330人	－		－	－
	差引 ②－①		608人	▲102人		▲92人	0人
R3	量の見込み ①		109人	114人	735人	501人	104人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	415人	691人		387人	92人
		特定地域型保育事業	－	60人		61人	28人
		確認を受けない幼稚園	330人	－		－	－
	差引 ②－①		636人	▲98人		▲53人	16人
R4	量の見込み ①		105人	112人	722人	501人	103人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	430人	738人		418人	104人
		特定地域型保育事業	－	60人		61人	28人
		確認を受けない幼稚園	330人	－		－	－
	差引 ②－①		655人	▲36人		▲22人	29人
R5	量の見込み ①		105人	114人	736人	501人	102人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	430人	738人		418人	104人
		特定地域型保育事業	－	60人		61人	28人
		確認を受けない幼稚園	330人	－		－	－
	差引 ②－①		655人	▲52人		▲22人	30人
R6	量の見込み ①		102人	114人	734人	499人	100人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	430人	738人		418人	104人
		特定地域型保育事業	－	60人		61人	28人
		確認を受けない幼稚園	330人	－		－	－
	差引 ②－①		658人	▲50人		▲20人	32人

⑤ Dブロック（南部中学校区）

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		81人	50人	457人	262人	81人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	67人	419人		196人	60人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	－		－	－
	差引 ②－①		▲14人	▲88人		▲66人	▲21人
R3	量の見込み ①		78人	49人	447人	263人	80人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	67人	456人		220人	69人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	－		－	－
	差引 ②－①		▲11人	▲40人		▲43人	▲11人
R4	量の見込み ①		77人	49人	452人	264人	79人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	67人	456人		220人	69人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	－		－	－
	差引 ②－①		▲10人	▲45人		▲44人	▲10人
R5	量の見込み ①		77人	51人	462人	263人	78人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	67人	471人		230人	74人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	－		－	－
	差引 ②－①		▲10人	▲42人		▲33人	▲4人
R6	量の見込み ①		76人	51人	462人	262人	77人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	67人	471人		230人	74人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	－		－	－
	差引 ②－①		▲9人	▲42人		▲32人	▲3人

⑥ Eブロック（上八万・入田中学校区）

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		13人	4人	97人	69人	9人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155人	125人		52人	8人
		特定地域型保育事業	-	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	-		-	-
	差引 ②-①		142人	24人		▲17人	▲1人
R3	量の見込み ①		13人	4人	97人	67人	9人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155人	125人		52人	8人
		特定地域型保育事業	-	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	-		-	-
	差引 ②-①		142人	24人		▲15人	▲1人
R4	量の見込み ①		12人	4人	93人	66人	9人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155人	125人		52人	8人
		特定地域型保育事業	-	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	-		-	-
	差引 ②-①		143人	28人		▲14人	▲1人
R5	量の見込み ①		12人	4人	92人	65人	8人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155人	125人		52人	8人
		特定地域型保育事業	-	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	-		-	-
	差引 ②-①		143人	29人		▲13人	0人
R6	量の見込み ①		11人	4人	90人	64人	8人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	155人	125人		52人	8人
		特定地域型保育事業	-	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	0人	-		-	-
	差引 ②-①		144人	31人		▲12人	0人

⑦ Fブロック (川内・応神中学校)

年度	項目		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育	保育	1・2歳	0歳
R2	量の見込み ①		82人	53人	316人	226人	68人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	375人	369人		216人	65人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	210人	－		－	－
	差引 ②－①		503人	0人		▲10人	▲3人
R3	量の見込み ①		78人	51人	306人	226人	67人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	375人	369人		216人	65人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	210人	－		－	－
	差引 ②－①		507人	12人		▲10人	▲2人
R4	量の見込み ①		76人	51人	304人	225人	66人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	390人	399人		236人	75人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	210人	－		－	－
	差引 ②－①		524人	44人		11人	9人
R5	量の見込み ①		75人	52人	307人	224人	65人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	390人	399人		236人	75人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	210人	－		－	－
	差引 ②－①		525人	40人		12人	10人
R6	量の見込み ①		73人	51人	306人	221人	64人
	確保の内容②	特定教育・保育施設	390人	399人		236人	75人
		特定地域型保育事業	－	0人		0人	0人
		確認を受けない幼稚園	210人	－		－	－
	差引 ②－①		527人	42人		15人	11人

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

特定型は市役所本庁での実施としているため量の確保は可能であることから、より利用者の利便性が高い相談体制の充実に取り組みます。

また、母子保健型については、保健センターでの実施とします。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み（特定型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容（特定型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	量の見込み（母子保健型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容（母子保健型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

令和2年度現在、本市には11か所（開設予定含む）の地域子育て支援拠点が設置されていますが、今後は利用状況などを踏まえながら整備を検討します。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
Aブロック (徳島・城西・城東)	量の見込み	55,548 人日	54,636 人日	53,748 人日	52,788 人日	51,744 人日
	確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
Bブロック (高田・津田・八万)	量の見込み	44,280 人日	43,344 人日	42,480 人日	41,484 人日	40,500 人日
	確保の内容	3か所	3か所	3か所	3か所	4か所
Cブロック (加茂名・不動・ 国府・北井上)	量の見込み	41,232 人日	40,788 人日	40,296 人日	39,744 人日	39,156 人日
	確保の内容	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
Dブロック (南部)	量の見込み	12,636 人日	12,516 人日	12,360 人日	12,180 人日	11,988 人日
	確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
Eブロック (上八万・入田)	量の見込み	4,752 人日	4,608 人日	4,452 人日	4,344 人日	4,200 人日
	確保の内容	—	—	—	—	—
Fブロック (川内・応神)	量の見込み	5,556 人日	5,484 人日	5,400 人日	5,172 人日	5,172 人日
	確保の内容	—	—	—	—	—

(3) 妊婦健康診査事業

県内 29 施設（平成 31 年 4 月現在）で妊娠初期から出産まで 14 回の健診を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	2,024 人	1,986 人	1,952 人	1,912 人	1,871 人
		28,336 件	27,804 件	27,328 件	26,768 件	26,194 件
	確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○実施場所 県内施設 ○検査項目 国の定める基準による ○実施時期 通年 				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの赤ちゃんがいる家庭の全戸訪問を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられますが、訪問しても会うことができない家庭もあるため、訪問実績率の向上も含めて量の確保に取り組みます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	1,885 人	1,850 人	1,818 人	1,781 人	1,743 人
	確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 26 人 ○実施機関 保健センター ○委託先 助産師 				

(5) 養育支援訪問事業

新制度においては、要保護児童対策の充実が求められており、本市における供給体制を確保するとともに、さらにきめ細かな訪問支援を実施できるよう、訪問体制の充実に取り組みます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	260 人	260 人	260 人	260 人	260 人
	確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 20 人 ○実施機関 子育て支援課、保健センター 				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

4つの児童養護施設において事業を実施しており、本市における供給量は充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み ①	121 人泊	119 人泊	117 人泊	115 人泊	113 人泊
	確保の内容 ②	228 人泊	228 人泊	228 人泊	228 人泊	228 人泊
	差引 ②-①	107 人泊	109 人泊	111 人泊	113 人泊	115 人泊

(7) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

本市における供給量は現状でも充足していると考えられるので、引き続き提供体制の充実を図りつつ、実施体制の確保に努めます。

提供区域	項目		R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み ①	1号	5,757 人日	5,683 人日	5,561 人日	5,524 人日	5,439 人日
		2号	128,992 人日	127,327 人日	124,831 人日	124,276 人日	122,057 人日
	確保の内容 ②		171,926 人日	171,926 人日	165,896 人日	165,896 人日	165,896 人日
	差引 ②-①		37,177 人日	38,916 人日	35,504 人日	36,096 人日	38,400 人日

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

一時預かり事業については、私立認可保育所等における一時預かりとファミリー・サポート・センター事業により、量の確保に取り組みます。

提供区域	項目		R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み ①		57,736 人日	56,812 人日	55,888 人日	54,850 人日	53,764 人日
	確保の内容 ②	保育所等	40,982 人日	44,672 人日	54,068 人日	55,838 人日	55,838 人日
		ファミサポ	911 人日	924 人日	937 人日	950 人日	963 人日
	差引 ②-①		▲15,843 人日	▲11,216 人日	▲883 人日	1,938 人日	3,037 人日

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かり事業については、ファミリー・サポート・センター事業により対応しており、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み ①	1,512 人日	1,514 人日	1,524 人日	1,513 人日	1,497 人日
	確保の内容 ②	1,178 人日	1,195 人日	1,211 人日	1,228 人日	1,244 人日
	差引 ②-①	▲334 人日	▲319 人日	▲313 人日	▲285 人日	▲253 人日

(10) 延長保育事業

延長保育事業については、11か所の市立保育所と1か所の市立認定こども園、4か所の地域型保育事業、すべての私立認可保育所及び私立認定こども園において実施（平成31年4月現在）しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
Aブロック (徳島・城西・城東)	量の見込み ①	385 人	378 人	372 人	365 人	359 人
	確保の内容 ②	790 人	853 人	923 人	923 人	923 人
	差引 ②-①	405 人	475 人	551 人	558 人	564 人
Bブロック (富田・津田・八万)	量の見込み ①	294 人	288 人	281 人	276 人	270 人
	確保の内容 ②	576 人	586 人	610 人	610 人	610 人
	差引 ②-①	282 人	298 人	329 人	334 人	340 人
Cブロック (加茂名・不動・ 国府・北井上)	量の見込み ①	238 人	240 人	235 人	235 人	232 人
	確保の内容 ②	374 人	409 人	472 人	499 人	499 人
	差引 ②-①	136 人	169 人	237 人	264 人	267 人
Dブロック (南部)	量の見込み ①	122 人	120 人	119 人	119 人	118 人
	確保の内容 ②	240 人	267 人	290 人	302 人	302 人
	差引 ②-①	118 人	147 人	171 人	183 人	184 人
Eブロック (上八万・入田)	量の見込み ①	32 人	31 人	30 人	29 人	29 人
	確保の内容 ②	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	差引 ②-①	3 人	4 人	5 人	6 人	6 人
Fブロック (川内・応神)	量の見込み ①	125 人	122 人	120 人	119 人	117 人
	確保の内容 ②	207 人	207 人	230 人	230 人	230 人
	差引 ②-①	82 人	85 人	110 人	111 人	113 人

(11) 病児保育事業

本市における供給量は概ね充足していると考えられますが、感染症の流行時期などに利用が集中する本事業の特徴を踏まえて、引き続き提供体制の確保に努めます。

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み ①	8,045 人日	7,930 人日	7,780 人日	7,682 人日	7,548 人日
	確保の内容 ②	10,029 人日	10,029 人日	10,029 人日	10,029 人日	10,029 人日
	差引 ②－①	1,984 人日	2,099 人日	2,249 人日	2,347 人日	2,481 人日

(12) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、現在、保護者等で組織する運営委員会による運営を基本として、安全・安心な放課後の居場所づくりを進めていることから、運営委員会による運営体制の整備を前提としながら、実施場所の確保や施設の整備を進めます。

また、現在、放課後児童クラブが整備されていない校区においては、放課後子ども教室又は児童館のいずれかを整備しているため、それらの事業との連携も図りながら、放課後における児童の居場所づくりに取り組みます。

① 全市

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み ①		2,185 人	2,186 人	2,185 人	2,163 人	2,138 人
	1 年生	673 人	684 人	689 人	650 人	656 人
	2 年生	627 人	621 人	634 人	641 人	607 人
	3 年生	543 人	527 人	516 人	529 人	533 人
	4 年生	207 人	220 人	207 人	207 人	207 人
	5 年生	86 人	87 人	90 人	86 人	86 人
	6 年生	49 人	47 人	49 人	50 人	49 人
確保の内容 ②		2,794 人	2,952 人	2,976 人	2,976 人	2,976 人
差引②－①		609 人	766 人	791 人	813 人	838 人

② 小学校区ごと

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
内町小学校区	量の見込み ①	51人	51人	51人	50人	50人
	確保の内容 ②	109人	109人	109人	109人	109人
	差引 ②-①	58人	58人	58人	59人	59人
助任小学校区	量の見込み ①	173人	173人	173人	172人	169人
	確保の内容 ②	184人	184人	184人	184人	184人
	差引 ②-①	11人	11人	11人	12人	15人
佐古小学校区	量の見込み ①	101人	101人	101人	100人	99人
	確保の内容 ②	139人	139人	139人	139人	139人
	差引 ②-①	38人	38人	38人	39人	40人
千松小学校区	量の見込み ①	163人	163人	163人	161人	160人
	確保の内容 ②	117人	163人	163人	163人	163人
	差引 ②-①	▲46人	0人	0人	2人	3人
新町小学校区	量の見込み ①	24人	24人	24人	23人	23人
	確保の内容 ②	-	-	24人	24人	24人
	差引 ②-①	▲24人	▲24人	0人	1人	1人
富田小学校区	量の見込み ①	45人	45人	46人	45人	45人
	確保の内容 ②	53人	53人	53人	53人	53人
	差引 ②-①	8人	8人	7人	8人	8人
昭和小学校区	量の見込み ①	82人	81人	81人	80人	80人
	確保の内容 ②	133人	133人	133人	133人	133人
	差引 ②-①	51人	52人	52人	53人	53人
福島小学校区	量の見込み ①	88人	88人	89人	87人	86人
	確保の内容 ②	47人	89人	89人	89人	89人
	差引 ②-①	▲41人	1人	0人	2人	3人
城東小学校区	量の見込み ①	67人	68人	66人	66人	66人
	確保の内容 ②	121人	121人	121人	121人	121人
	差引 ②-①	54人	53人	55人	55人	55人
沖洲小学校区	量の見込み ①	104人	104人	104人	104人	102人
	確保の内容 ②	115人	115人	115人	115人	115人
	差引 ②-①	11人	11人	11人	11人	13人
津田小学校区	量の見込み ①	106人	106人	106人	106人	104人
	確保の内容 ②	135人	135人	135人	135人	135人
	差引 ②-①	29人	29人	29人	29人	31人

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
加茂名小学校区	量の見込み ①	73人	73人	73人	73人	71人
	確保の内容 ②	121人	121人	121人	121人	121人
	差引 ②-①	48人	48人	48人	48人	50人
加茂名南小学校区	量の見込み ①	114人	114人	113人	112人	111人
	確保の内容 ②	166人	166人	166人	166人	166人
	差引 ②-①	52人	52人	53人	54人	55人
八万小学校区	量の見込み ①	134人	135人	133人	133人	131人
	確保の内容 ②	93人	135人	135人	135人	135人
	差引 ②-①	▲41人	0人	2人	2人	4人
八万南小学校区	量の見込み ①	110人	111人	111人	108人	108人
	確保の内容 ②	162人	162人	162人	162人	162人
	差引 ②-①	52人	51人	51人	54人	54人
方上小学校区	量の見込み ①	33人	31人	32人	32人	32人
	確保の内容 ②	46人	46人	46人	46人	46人
	差引 ②-①	13人	15人	14人	14人	14人
大松小学校区	量の見込み ①	74人	73人	75人	73人	73人
	確保の内容 ②	98人	98人	98人	98人	98人
	差引 ②-①	24人	25人	23人	25人	25人
論田小学校区	量の見込み ①	74人	73人	74人	74人	73人
	確保の内容 ②	169人	169人	169人	169人	169人
	差引 ②-①	95人	96人	95人	95人	96人
宮井小学校区	量の見込み ①	19人	20人	19人	19人	19人
	確保の内容 ②	-	-	-	-	-
	差引 ②-①	▲19人	▲20人	▲19人	▲19人	▲19人
渋野小学校区	量の見込み ①	48人	49人	48人	47人	46人
	確保の内容 ②	55人	55人	55人	55人	55人
	差引 ②-①	7人	6人	7人	8人	9人
不動小学校区	量の見込み ①	9人	9人	9人	9人	9人
	確保の内容 ②	-	-	-	-	-
	差引 ②-①	▲9人	▲9人	▲9人	▲9人	▲9人
上八万小学校区	量の見込み ①	52人	53人	53人	53人	52人
	確保の内容 ②	63人	63人	63人	63人	63人
	差引 ②-①	11人	10人	10人	10人	11人

提供区域	項目	R2	R3	R4	R5	R6
一宮小学校区	量の見込み ①	9人	9人	9人	8人	8人
	確保の内容 ②	-	-	-	-	-
	差引 ②-①	▲9人	▲9人	▲9人	▲8人	▲8人
入田小学校区	量の見込み ①	10人	10人	10人	9人	9人
	確保の内容 ②	78人	78人	78人	78人	78人
	差引 ②-①	68人	68人	68人	69人	69人
川内北小学校区	量の見込み ①	118人	118人	117人	118人	115人
	確保の内容 ②	188人	188人	188人	188人	188人
	差引 ②-①	70人	70人	71人	70人	73人
川内南小学校区	量の見込み ①	42人	42人	42人	41人	41人
	確保の内容 ②	65人	65人	65人	65人	65人
	差引 ②-①	23人	23人	23人	24人	24人
応神小学校区	量の見込み ①	38人	38人	39人	39人	38人
	確保の内容 ②	89人	89人	89人	89人	89人
	差引 ②-①	51人	51人	50人	50人	51人
国府小学校区	量の見込み ①	130人	129人	130人	128人	127人
	確保の内容 ②	153人	153人	153人	153人	153人
	差引 ②-①	23人	24人	23人	25人	26人
南井上小学校区	量の見込み ①	68人	69人	69人	68人	67人
	確保の内容 ②	41人	69人	69人	69人	69人
	差引 ②-①	▲27人	0人	0人	1人	2人
北井上小学校区	量の見込み ①	26人	26人	25人	25人	24人
	確保の内容 ②	54人	54人	54人	54人	54人
	差引 ②-①	28人	28人	29人	29人	30人

参 考 資 料

- 1 第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過
- 2 徳島市子ども・子育て会議条例
- 3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱
- 5 用語解説

1 第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

平成30年

- 4月 1日 子ども企画課設置
- 10月10日 第1回子ども・子育て会議（ニーズ調査実施）
- 10月26日 徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査（～11月14日）

令和元（平成31）年

- 3月27日 第2回子ども・子育て会議（ニーズ調査結果報告）
- 7月12日 第1回ワーキンググループ（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 8月16日 第1回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月 4日 第2回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月11日 第1回子ども・子育て推進本部（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）
- 10月29日 第3回子ども・子育て会議（第2期子ども・子育て支援事業計画素案）

2 徳島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、徳島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第8条第2項の事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項及び第46条第4項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、及び子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議に専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は当該専門事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び議事に関係のある専門委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(児童福祉部会)

第8条 第2条第1号及び第2号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に児童福祉部会を置く。

- 2 児童福祉部会に属すべき委員は、委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。
- 3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、児童福祉部会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 児童福祉部会の臨時委員は、専門委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。
- 5 児童福祉部会に部会長及び副部会長を置き、児童福祉部会に属する委員の互選により定める。
- 6 第1項の規定により児童福祉部会の所掌に属させられた事項については、児童福祉部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。
- 7 児童福祉部会の部会長及び副部会長の職務並びに会議については、第5条第2項及び第3項並びに前条各項の規定の例による。

(部会)

第9条 前条第1項に定めるもののほか、会長は、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、第7条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに第7条第1項、第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第2項及び第7条第1項から第3項までの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項から第4項までの規定中「委員及び」とあるのは「部会の委員及び」と、「専門委員」とあるのは「部会の専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則 (平成27年3月24日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿

(氏名五十音順・敬称略)

役職	氏名	所属
会長	青野 透	徳島文理大学総合政策学部 学部長
副会長	山本 真由美	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授
委員	東 眞智子	徳島市立保育所保育士・認定こども園保育教諭会 会長
	井上 とも子	鳴門教育大学 特命教授
	大石 恵子	徳島市幼稚園長会 会長
	大石 憲子	徳島市私立幼稚園・認定こども園協会 副会長
	大杉 雅一	徳島市・名東郡 PTA 連合会 小学校部会 会長
	小笠 恭彦	徳島商工会議所 専務理事
	柏原 小由合	公募市民
	片岡 可恭	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長
	兼間 和美	四国大学生生活科学部児童学科 講師
	兼松 文子	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 常務理事
	佐野 崇之	公募市民
	祖川 泰治	徳島市保育園協議会 会長
	手川 大輔	徳島市国公立幼稚園 PTA 連合会 会長
	野田 可南子	公募市民
	濱田 行雄	徳島県経営者協会 専務理事
前川 雅一	徳島市保育事業協議会 会長	
松崎 美穂子	特定非営利活動法人 子育て支援ネットワークとくしま 理事長	
三橋 謙一郎	徳島文理大学大学院 教授	

4 徳島市子ども・子育て推進本部設置要綱

(設置)

第1条 徳島市の子ども・子育て支援に関する諸課題を総合的見地から検討するための庁内組織として、徳島市子ども・子育て推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 徳島市子ども・子育て支援事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (4) その他本市における子ども・子育て支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、第一副市長をもって充てる。

3 副本部長は、第二副市長をもって充てる。

4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部に、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に当たり、具体的な課題に関する調査・研究を行う。

3 ワーキンググループは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

4 リーダーは、理事をもって充てる。

5 サブリーダーは、保健福祉部副部長及び教育次長をもって充てる。

6 メンバーは、別表1に掲げる関係課の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進本部に関する庶務は、保健福祉部子ども企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱の廃止)
- 2 徳島市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

保健福祉部	保健福祉政策課
保健福祉部	保健センター
保健福祉部	子育て支援課
保健福祉部	子ども施設課
経 済 部	経済政策課
教育委員会	総務課
教育委員会	学校教育課
教育委員会	社会教育課

5 用語解説

【あ行】

預かり保育

保護者の就労等により保育が必要な場合に、幼稚園で降園時間後や長期休業時に子どもを預かる事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

育児休業

育児・介護休業法に基づき、働いている人が子どもが1歳に達するまで（一定の事情がある場合が1歳6カ月に達するまで）の間に、休業を取得することができる制度。

一時預かり事業

家庭で保育をしている子どもが一時的に保育が必要となった場合に、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）などで一時的に預かる事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備など必要な取組みを定める計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

【か行】

家庭的保育事業

保育者の居宅等において、5人以下の子どもを対象に保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。

企業主導型保育事業

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、国が平成28年度に創設した事業。

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定めなければならないとされている区域。

子育て支援員

徳島県などが実施する研修を修了し、保育や子育て分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

子ども家庭総合支援拠点

平成 28 年の児童福祉法の改正において、市町村が児童等に対する必要な支援を行うために、整備に努めなければならないとされた拠点。

子ども・子育て関連 3 法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成 24 年 8 月に制定された次の法律のこと。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部改正法
- ③ 児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。新制度では、子ども・子育て家庭等を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

【さ行】

事業所内保育事業

会社など事業所に併設された保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。地域型保育事業の一つ。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、次世代の育成に関する国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な取組みを定めることを目的として、平成 15 年に制定された法律。

児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設。

児童虐待

保護者等により 18 歳に満たない子どもに加えられる、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なったりする行為。児童虐待の防止等に関する法律では、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」「心理的虐待」の 4 類型に分類されている。

児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭等からの各種相談に応じるとともに、子ども、保護者、関係者に対し指導、措置などの援助を行う。

児童手当

児童手当法に基づき、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給される手当。

児童養護施設

親のいない子どもや親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。

就学支援シート

子どものこれまでの成長・発達のあゆみを、就学する小学校などに引き継ぐためのもの。徳島市では、これと、進学する中学校等に引き継ぐための「進学支援シート」を総称して、「引き継ぎシート」という名称で作成・活用している。

障害児保育

子どもの発達過程や障害の状態に応じた保育ができるように配慮し、家庭や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を行うことを目的とする保育。

小規模保育事業

6人～19人までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

セーフティーネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

潜在的保育ニーズ

認可保育所等への利用希望はあるが、身近な場所に利用可能な施設がないなどの理由により、認可保育所等への利用申込を行っていない家庭の子どもに係る保育ニーズ。

【た行】

待機児童

保育施設の利用申込児童のうち、保護者の私的な理由により、特定施設のみを希望している場合などを除き、希望施設やその周辺施設等の定員を超えているなどの理由で受入ができず、施設の利用ができない状態にある児童。

地域型保育事業

教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のことで、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業がある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、在宅育児家庭をはじめとする地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業。利用者支援事業など13事業が、法定事業として位置付けられている。

地域子育て支援拠点

乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

徳島県はぐくみ支援企業

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度。

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた教育・保育施設。施設の種類として、幼稚園、保育所、認定こども園がある。

特定地域型保育事業

地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた地域型保育事業。事業の種類として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がある。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校教育法に基づく学校。盲学校、聾学校、養護学校は、2007年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とする教育。

【な行】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

妊婦健康診査事業

妊婦や赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

認可外保育施設

保育所等と同様の業務を目的とする施設であって、保育所等の認可を受けていない施設。

認定こども園

保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供する施設。認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となった。

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時または時間差で発生する場合もある。

【は行】

発達障害

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害。発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

病児保育事業

おおむね10歳未満の子どもが病氣中や病氣の回復期にあり、集団保育が困難で保護者が勤務の都合等により、家庭での看護が困難なときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭の保護者（依頼会員）と、育児の援助ができる地域の人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡、調整を行う事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

保育の必要性

保護者の申請を受けた市町村が、国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。

保育教諭

幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を所持している者。

保育所

保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた施設で子どもを預かり、乳幼児期からの健全な心身の発達を図ることを目的として養護と教育が一体となった保育を提供する施設。

放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

放課後等デイサービス

主に6歳から18歳までの障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する通所訓練施設。法改正によって未就学児童は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、障害の種類にかかわらず利用できるようになった。

【や行】

幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者。

幼稚園

小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供する施設。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置する機関。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

【ら行】

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。

療育施設

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行って、子どもとその保護者を支援するための専門機関。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。